

雑司が谷景観形成特別地区 景観形成基準の検討について

(1) 基準設定の方針

以下の方針に基づき、雑司が谷景観形成特別地区の景観形成基準の検討にあたり検討を進める。

- 一般地域の基準に加え、雑司が谷地域の景観形成に必要な基準を追加
 - ・既に豊島区景観計画の中で、市街地類型別に景観形成基準を定めており、雑司が谷地区においても一定の景観誘導が進められている。
 - ・さらに「雑司が谷らしい景観」を形成していくことを目指し、必要な基準を追加する。
- 地区内を4つのエリアに分け、エリアごとに追加する基準を検討
 - ・雑司が谷地区内を、大門ケヤキ並木・鬼子母神堂周辺、幹線道路・東通り沿道、環状5の1・補助81号線沿道といった、資源、都市構造、今後の都市づくりの動向などから4つのエリアに分け、その特徴を生かした景観形成が進められるよう基準の検討を行う。
- 豊島区アメニティ形成ガイドライン（雑司が谷地区編）の内容を踏まえる
 - ・豊島区景観計画は、アメニティ形成基本計画の考え方を受け継いでおり、雑司が谷地区等を特別推進地区に指定し、ガイドラインを作成し重点的にアメニティ形成をすすめてきた。
 - ・今回、豊島区景観計画において、雑司が谷地区を景観形成特別地区に位置づけるにあたり、この豊島区アメニティ形成ガイドライン（雑司が谷地区編）の内容を踏まえることが必要である。
- 雑司が谷景観まちづくりワークショップで得た意見を反映
 - ・今年度実施している、雑司が谷景観まちづくりワークショップは既に3回実施しており、地域の方からたくさんのご意見をいただいている。
 - ・いただいたご意見の意向を汲み取りながら、景観形成基準に位置付けることを検討する。

(2) 検討のステップ

景観形成基準の検討の流れを以下に示す。

